

公立大学法人横浜市立大学木原生物学研究所環境安全委員会規程

制 定 平成18年2月1日規程第103号
最近改正 平成28年4月1日規程第 59号

(設置)

第1条 公立大学法人横浜市立大学木原生物学研究所（以下「研究所」という。）に環境安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、研究活動の環境への影響等の把握及び防災対策並びに水質、大気、騒音、廃棄物に関する環境保全施策について審議し、木原生物学研究所長（以下「所長」という。）に対して提言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 研究所の遺伝子組換え実験安全管理委員会委員長及び安全主任
- (2) 研究所の温室・ほ場利用者会議代表
- (3) 第1号及び第2号に規定する者を除く研究所の各研究室に所属する教授（ただし、所長職にあるものを除く。）
- (4) 防火管理者
- (5) その他所長が必要と認める者

(委員の委嘱)

第4条 前条に規定する委員は、所長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

(会議)

第7条 会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員は、委員長に会議の招集を求めることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要がある場合、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

2 前項にかかわらず、所長はいつでも委員会に出席し、意見を述べることができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年規程第59号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。